



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4580 号 2018.8.29 発行

障害者雇用 省幹部「死亡職員を算入」 意図的水増し証言

毎日新聞 2018年8月29日



厳しい表情で記者会見に臨む加藤勝信厚労相
=東京都千代田区で2018年8月28日午前10時38分、小川昌宏撮影

中央省庁による障害者雇用の水増し問題で、厚労省は28日、昨年6月1日時点の国の33行政機関の雇用率の調査結果を公表した。約8割にあたる27機関で計3460人の不適切な算入があった。また、一部の省の幹部は取材に、過去に死亡した職員を障害者として算入し、意図的に雇用率を引き上げた例があったと証言。政府は弁護士を含む検証チームを設置し原因究明を進めるとともに、再発防止策を10月にもとりまとめる。

厚労省のこれまでのまとめでは、33機関のうち、当時の法定雇用率(2.3%)を満たしていなかったのは1機関のみだった。しかし、実際に達成していたのは警察庁など6機関だけで、平均雇用率は2.49%から1.19%に下がった。

加藤勝信厚労相は閣議後の記者会見で「それぞれの政府機関で今年中に法定雇用率を達成してもらおう。それが難しければ計画を出してもらい、来年中

調査結果

行政機関名	雇用の減少数 (水増し数)	実際の雇用率
内閣官房	22人	0.31%
内閣法制局	0	2.60
内閣府	27	1.14
宮内庁	12.5	1.08
公正取引委員会	1	2.05
警察庁	0	2.41
金融庁	0	2.42
消費者庁	9.5	0.12
個人情報保護委員会	0	0
総務省	70	0.76
法務省	539.5	0.80
公安調査庁	31	0.38
外務省	125	0.39
財務省	170	0.78
国税庁	1022.5	0.67
文部科学省	35	0.57
厚生労働省	3.5	2.76
農林水産省	168.5	1.22
林野庁	13	1.66
水産庁	8	0.95
経済産業省	101.5	0.81
特許庁	49.5	0.50
国土交通省	603.5	0.70
観光庁	2	0
気象庁	47	1.35
海上保安庁	1	3.01
運輸安全委員会	3	1.09
環境省	31	0.54
原子力規制委員会	0	2.38
防衛省	315	1.01
防衛装備庁	28	0.54
人事院	10	0.75
会計検査院	12.5	1.57
合計	3460	1.19

(調査の結果、雇用水増しは、昨年6月時点、短時間労働者は0.5人分として計算海上保安庁は「マイナス」と表記)

に達成を目指して取り組んでもらう」と述べた。

調査結果はこの日午前に開かれた政府の関係閣僚会議に示された。政府はチェック機能の強化や法定雇用率の速やかな達成に向け、加藤厚労相を議長とする関係府省連絡会議を設置した。また、不適切な算入が相次いで発覚している地方自治体を対象とした全国調査の実施を表明した。

厚労省のガイドラインによると、雇用率に算入できるのは障害者手帳を持っている人か、指定医らの診断書で障害が認められた人に限られる。水増し数が最も多かったのは国税庁の1022.5人。雇用率は2.47%から0.67%に下がった。国土交通省は603.5人で2.38%から0.70%に、法務省は539.5人で、2.44%から0.80%となり、計17機関が新たに1%未満になった。

厚労省の調査では意図的な水増しは明らかになっていないが、毎日新聞の取材に対し、ある省の幹部は「水増しは法定雇用率を満たすためだった。死者を算入した以外にも、強度近視の職員を算入したり、健常者の管理職が（担当者に）自分も障害者に含めるよう指示したりしたケースもあった」と証言した。

障害者雇用 実際は半数以下「民間ならクビ」「裏切り」 毎日新聞 2018年8月29日

中央省庁が雇用する障害者の数を水増ししていた問題についての野党合同の会合で、厚生労働省などの担当者たち（右手前）の説明を聞く障害者団体の代表者たち（左列）と議員たち（右奥）＝国会内で2018年8月28日午後4時17分、川田雅浩撮影



中央省庁による障害者雇用の水増し問題で、厚生労働省が28日に公表した調査結果。不適切に算入した人数は3460人に上り、実際の雇用者数は半数以下だったことが明らかになった。

意図的な不正もあったとの証言もあり、障害者の支援団体や企業からは「裏切られた」「民間なら誰かのクビが飛ぶ問題」などと怒りの声が上がった。

「数合わせをすればよい」制度が問題

「国家公務員になれたかもしれない3460人の障害者の期待を裏切った」。障害のある地方議員らでつくる「障害者の自立と政治参加をすすめるネットワーク」代表の伝田ひろみ・さいたま市議は憤る。伝田市議は幼いころの病気で手足に障害が残り、車いすで生活している。今回の調査結果を受け、「障害者と共に暮らす環境整備ができていないというのが根本的な問題だ」と語気を強めた。

NPO法人「障害者の職場参加をすすめる会」（埼玉県越谷市）の山下浩志事務局長も「率先垂範すべき行政が、水増しをしていたなんてとんでもない」と怒りを隠さない。法定雇用率を定めた障害者雇用促進法について「数合わせをすればよいという制度の問題が明らかになった」と指摘し、「数字を見るだけでなく、障害者の雇用実態や労働環境を検証すべきだ」と訴えた。

一方、今回の雇用率の問題以外にも、障害者に関する制度で不正が横行しているのではないかと心配する声もある。知的障害者や家族でつくる「全国手をつなぐ育成会連合会」で統括を務める田中正博さんは「それぞれの制度が本来の趣旨に沿って運用されているか、行政は確認してほしい」と訴えた。【山田麻未、飯田憲】

「省庁の水増しは意図的な不正」

ある大手銀行の幹部は「障害者雇用の旗を振っている官が、こんなにも水増しをしていたなんて、信じられない」と憤慨する。

民間企業は、厚生労働省から毎年6月1日時点で障害者雇用数の報告を求められ、雇用率が達成できなければ、1人につき月5万円を納めなければならない。3年に1度は独立行政法人の調査も受けており、それぞれ雇用率を達成するために試行錯誤している。この

銀行でも障害者が働きやすい会社を設立して多くを雇用し、グループでの雇用率を高めている。

ユニクロを展開するファーストリテイリングは、2018年の国内での障害者雇用率は5.28%と、企業の法定雇用率(2.2%)を大幅に上回る。担当者は「一人一人の特性を見極めるため、個人面談を重ねて担当業務を決めている。足が不自由な人には座ってできる作業を、耳が不自由な人には聴覚障害を示す名札をつけてもらい、顧客の理解を得やすいようにして接客業務を任せている」と話す。

こうした取り組みの結果、民間企業の障害者雇用者数は、17年まで14年連続で過去最高を更新し、法定雇用率を達成した企業の割合は19年ぶりに5割を超えた。大手電機メーカーの幹部は「民間企業で今回の省庁と同じことをすれば誰かのクビは飛ぶ。省庁の水増しは意図的な不正であり、しっかり原因究明をしてもらいたい」と注文を付けた。【今村茜、柳沢亮】



「障害者採用うっとうしいのか」国の担当者に怒りの抗議 吉沢英将、渡辺元史、田中美保 佐藤亜季、小室浩幸

朝日新聞 2018年8月28日

中央省庁による障害者雇用数の水増し問題で、野党合同ヒアリングで意見を述べる出席者(手前) = 2018年8月28日午後4時49分、国会内、北村玲奈撮影

中央省庁の多くで障害者雇用の水増しが明らかになった28日、障害者や雇用を進める民間企業からは非難が相次いだ。先導すべき国の機関でなぜ、問題が起きたの

か。徹底調査とともに、誰もが働きやすい共生社会に向けた議論を求める声上がる。

「こんなに水増しされていたのかという思い。障害者雇用が正しく進められてきたのか疑問だ」

28日午後、野党各党が国会内で開いた合同ヒアリングで、日本盲人会連合の工藤正一・総合相談室長は、目の前に並んだ国の担当者らに強く訴えた。その後も、障害者団体の幹部らからは「残念でならない」「障害を持った人を採用するのはうっとうしいという感じが見えてならない」と怒りの声が相次いだ。

国家公務員になる目標がかなわなかった障害者も憤りを隠さない。関西に住む20代男性は「違法な状態で競争させられていたということになる。採用プロセスの正当性に疑問を感じる」と話した。

数年前、国家公務員の総合職試験に最終合格した。官庁訪問に進み、厚生労働省や文部科学省などの面接を受けたが、すべて不合格に。障害者への差別ではないかと疑ったが、当時は適性が合わなかったと自分を納得させ、自治体の職員になった。

男性は生まれつき両手足に障害があり、普段は電動車いすで移動し、着替えや入浴には介助が必要。身体障害者手帳1級の認定を受けている。

普段の生活では、自分しか気付かない生きづらさを抱えているからこそ、国の政策立案に関わる意味があると考えている。男性は「障害者目線で政策を考えることで、真の共生社会の実現につながる。水増し期間中に不採用となった受験者には再受験の機会を与えるべきだ」と話した。

内閣府の障害者制度改革担当室長を務めた東俊裕弁護士(65)は「厚労省の担当部局は熱心だが、他省庁は障害者施策を軽視してきた。障害者を雇いたくないのが本音だろう」と語る。

コミュニケーションや仕事の指示などで配慮が必要なため、特に知的障害や精神障害のある人の雇用は進まないという。「そうした人たちが働ける環境をモデル的に作るのが国の役割。制度をきちんと守る仕組みを入れるべきだ」と話す。

障害者水増し 糖尿病、緑内障、腎臓がんも算入 チェックなく長年放置

東京新聞 2018年8月29日

障害者雇用を率先して進めるはずの中央省庁の多くで、お手盛りの運用が浮き彫りになった。

一九七六年の制度発足当初から厚生労働省は、雇用率に算入するのは、障害者手帳を持っているか、指定医の診断書で障害を認められた人に限っていた。だが、各省庁の運用の実態はずさんだった。「健康診断結果を基に本人に確認せず算入していた」（国土交通省）、「聴力を確認せずカウントした」（防衛省）、「人事関係の書類に本人が書いた健康状態や病名を基に判断していた」（法務省）

雇用水増しの理由について、各省庁はこの日、所管する厚労省が示す障害者の範囲を「拡大解釈していた」と釈明した。

厚労省は毎年、各省庁や地方自治体に六月一日時点の障害者雇用率の報告を求めている。その際の通知に「原則として、障害者手帳の交付を受けている者」と記載したことで、「必ずしも手帳の確認は必要ない」という別の解釈を招いた。所管する厚労省は「各省庁の誤り」とみなす一方、「分かりにくいという話もあり、例外があるように読める余地があった」として、本年度の通知から「原則として」の文言を外した。

水増しのあった省庁は「制度が始まった頃から誤って運用していた可能性がある」「前任から引き継いできた」などと説明しており、水増しは長年続いていたとみられる。

厚労省は二〇〇五年にもガイドラインで「対象の障害者の手帳で確認」と周知していた。なぜ、誤った運用が放置されてきたのか。厚労省は「性善説に立ってチェック機能がなかった」との見解を示す。

障害者雇用促進法で、民間企業には三年ごとに調査があり、定められた雇用率に届かない企業はペナルティーとして納付金を支払わなければならない。一方で、省庁や地方自治体には調査も納付金の支払い義務もない。政府は今後、問題の検証やチェック機能の強化を図るといふ。

問題は意図的な水増しがあったかどうかだ。千人以上を水増ししていた国税庁では糖尿病の人、文部科学省では障害者手帳のない緑内障や腎臓がんの人を算入。国税庁幹部は「漫然とやっていた」と話す。


理解不足を強調する各省庁。厚労省は「第三者委員会の検証に委ねる」とし、明言を避けた。総務省の担当者は「数が多い方がいいというのは、たぶんあった」と本音をのぞかせた。

日本盲人会連合会長の竹下義樹弁護士は「病人まで障害者としている。悪意を持った数字合わせであり、雇用率をごまかす意図があったとしか思えない」と水増しの故意性を批判した。
(中沢誠、福岡範行)

障害者手帳とは 自治体認定、全国に560万人

日本経済新聞 2018年8月29日

都道府県や政令指定都市などが発行する障害を証明する手帳。主に「身体障害者手帳」、知的障害の「療育手帳」、精神障害の「精神障害者保健福祉手帳」の3つがある。「身体障害者手帳」は視覚や聴覚障害などの症状に応じ、最も重い1級から6級まで分かれているほか、精神障害

障害者雇用率算入時の確認法	
	
身体障害	■ 身体障害者手帳が原則。例外として都道府県知事が指定する医師らによる診断書
知的障害	■ 自治体が交付する療育手帳 ■ 精神保健福祉センターなどによる判定書
精神障害	■ 精神障害者保健福祉手帳

も日常生活への支障に応じ1級～3級までである。

いずれの手帳も交付には市区町村の窓口に申請する必要がある。主治医の診断書などの審査に基づき、自治体が認定するのが一般的だ。厚生労働省の推計では2016年12月時点で約560万人。税の減免措置や医療費の助成、一部の公共交通機関の運賃割引のほか、利用料金を割り引く民間施設も多い。

障害者雇用促進法では国や地方自治体、民間企業に対し、一定割合以上の障害者を雇うように義務付けている。厚労省のガイドラインでは障害者雇用の根拠として、同法の対象は「身体障害者手帳」など3つのどれかの手帳を持つ人となる。障害者手帳の認定では、自治体によって審査基準のばらつきがあるとの指摘もある。

社説 障害者雇用水増し 働く機会奪った国の責任は重い 愛媛新聞 2018年8月29日

中央省庁の障害者雇用水増し問題で、政府が、国の行政機関の8割に当たる27行政機関で3460人を不正に雇用率に算入していたとの調査結果を公表した。2.49%としていた雇用率は1.19%に大幅に減り、観光庁など17行政機関では0%台に落ち込んだ。

これほど大規模な不正算入が常態化していたことにごくぜんとする。算入対象外の人を加えることで、本来働けるはずだった障害者の雇用機会を奪った国の責任は極めて重い。地方自治体でも水増しは少なくとも愛媛県など29府県と7政令指定都市で発覚している。実態解明を急ぐとともに、障害にかかわらず希望や能力に応じて働ける場所を確保する「共生社会」の理念に立ち返り、制度を一から見直さなければならない。

不正算入は、原則として必要な障害者手帳の確認をしていなかったり、指定医ではない医師が作成した診断書を基にしたりと、厚生労働省のガイドラインに反した手法で行われていた。制度の理解不足を原因に挙げる省庁が多いが、釈然としない。障害者手帳の取得要件に該当しない「視力が弱い」といった職員を算入していた例もあった。法定雇用率を達成するための故意の操作や、粉飾の疑いは拭えない。

加藤勝信厚労相は、「故意か理解不足によるものか、今回の調査では判断しきれない」として、弁護士ら第三者による検証チームなどを設けることを表明した。なぜ、これほど多くの省庁で不正が行われたのか。経緯や背景を含めて原因究明が急務だ。法定雇用率を達成できなかった一定規模以上の民間企業のみ課せられていた「納付金」を、国や自治体に導入することも検討が必要だろう。各省庁の報告に対するチェック機関の設置も欠かせない。

障害者が働く環境についても改めて点検したい。厚労省は、職場で雇用主や上司から虐待された障害者が、2017年度は597事業所で1308人に上り、13年度以降、最多となったとの結果をまとめた。虐待の種類別では、最低賃金を下回る時給で働かせるなどの経済的虐待が千人を超えて最も多く、暴言などの心理的虐待が続いた。これでは障害者の働く意欲をそいでしまう。

また、企業間では障害者の採用競争が激しさを増し、健常者と同様にパソコンの事務作業ができる車いすの障害者が取り合いとなるなど、障害種別の雇用に偏りが出ているとの指摘がある。数値目標達成ありきの弊害を、政府は認識すべきだ。

重要なのは、障害の特性に応じて力を発揮することができる環境の整備だ。公務員の場合、障害者だからこそ、弱者に寄り添った町づくりなどにアイデアを出すこともできよう。いまだに根強い障害者に対する先入観を取り除き、誰もが活躍できる社会をつくるのが、真の目的であることを再確認したい。

社説：障害者雇用調査／働く機会奪う背信行為だ

神戸新聞 2018年8月29日

「障害者雇用支援月間」である9月を前に、行政機関のあまりに罪深い背信行為が改め

て明らかになった。

政府は、中央省庁など国の33行政機関のうち8割の27機関が障害者雇用数を水増ししていたとする調査結果を公表した。

昨年、国は計約6900人の障害者を雇用していると発表していた。ところが、これは厚生労働省のガイドラインを都合よく解釈して積み上げた数字で、半数近い3460人は障害者雇用の対象外だった。

国や地方自治体に義務づけられた障害者の「法定雇用率」は、当時2・3%（今年4月から2・5%）だった。厚労省は「行政機関は2・49%を達成した」と誇っていたが、実際は1・19%にすぎなかった。

共生社会の推進役となるべき国が障害者の働く機会を奪っていたことに、強い憤りを感じる。差別がまかり通っていた事実は深刻といわざるを得ない。

水増しは恒常化していたとの指摘がある。各省庁は判で押したように「故意ではない」と釈明するが、納得しがたい。過去にさかのぼって調べ、なぜ長期間続いたのかを明らかにし、厳しく責任が問われるべきだ。

自治体の調査も急がれる。これまでに25県と5政令都市で不正が明らかになった。兵庫県内では県教育委員会がガイドラインの定める障害者手帳の確認を怠り、自己申告に任せていた。

ガイドラインの徹底が再発防止の第一歩となるが、民間企業と同様に、行政機関も定期的なチェックを受ける必要がある。法定雇用率を満たさない企業には、事実上の罰金が科せられる。行政にはより厳しい罰則があってもおかしくない。

政府は障害者の雇用を急ぐという。しかし、行政の現場には障害者に能力を発揮してもらおうノウハウに乏しいところも少なくない。障害に対する理解を深める研修など、職場へのきめ細かな支援も求められる。

毎年、障害者雇用支援月間には障害者の職場定着や登用に実績を上げた企業が表彰される。障害者の自立的な生活を後押しするのが制度の理念だ。その実現のため、拙速な数合わせに終わらせないよう、まずは民間の実践例に学んではどうか。

社説：障害者雇用不正 「共生」への姿勢を疑う 北海道新聞 2018年8月29日

障害者雇用促進法が定める障害者の雇用割合（法定雇用率）を中央省庁が水増ししていた問題で、政府が調査結果を公表した。

昨年雇用した障害者数を約6900人と発表していたが、不正に算入していた人数は、全体の半数の3460人に上る。

2・49%の雇用率は1・19%に半減した。33行政機関の8割に当たる27機関が水増しを行い、17機関は0%台にまで落ち込んだ。

多くの障害者の働く機会を国が奪ったのも同然だ。

加藤勝信厚生労働相は「故意か誤解に基づくものか今の段階で判断するのは困難」と述べたが、無責任な言い訳に聞こえる。

「共生社会」の理念に向き合う政府の姿勢自体が疑われても仕方あるまい。

政府は、第三者の検証チームを設置し、10月中に再発防止策と、法定雇用率の達成に向けた取り組みをまとめるという。

障害者や民間企業の信頼回復を図るためにも、不正が横行した背景を徹底的に解明し、当事者の責任を厳しく問うべきだ。

厚労省の指針は、身体障害者手帳や知的障害者の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ人や、知事が指定した医師の診断書のある人などを雇用率に算入できるとしている。

この条件を満たしていない人も含めたことについて、指針の理解不足との声が上がっているが、認識が甘すぎる。

民間を指導する立場にありながら、これほど多くの中央省庁がルールを無視していた実

態の深刻さに変わりはない。

雇用率を単なる数値目標とみなし、体裁を取り繕って済まそうとしたのではないか。

雇用率を達成した上で、障害者が働きやすい環境を整えるためにどんな施策が必要か、民間と協力して工夫を重ねるのが、行政に求められる姿勢だろう。

一連の不正を受け、障害者からは「差別があるのでは」と不信の声が上がるのも当然だ。障害者団体など当事者の声に真摯（しんし）に耳を傾け、実効性のある対策を早急に打ち出す必要がある。

野党は、衆参厚生労働委員会の閉会中審査を求めている。

障害者を支援する制度の根幹が揺らいでおり、国会も実態解明に乗りだすべきだ。

気になるのは、水増しが地方自治体にも広がっていることだ。各自治体は、不備はないかチェックを急いでもらいたい。

社説：障害者「水増し」 解明なくして信頼なし 中日新聞 2018年8月29日

政府が公表した中央省庁の障害者雇用の実態には、あらためてあきれる。障害者の働く場を奪う暴挙と言わざるを得ない。共生社会の実現へ向け、実態の解明と再発防止を徹底すべきだ。

最初に指摘しておきたい。

中央省庁の障害者雇用の数字水増しは単なる算定ルールの認識不足ではない。障害者を働く仲間と見ていないということだ。差別ではないか。

調査結果によると中央省庁の八割で、計三千四百六十人が不正に算入されていた。昨年雇用していたとした障害者の半数に上る。障害者雇用促進法で求められる雇用率を大幅に下回った。雇用をリードする厚生労働省もわずかながらあった。省庁ぐるみと受け取られかねない不正である。

民間には法定雇用率に達しないと納付金を求めるのに、行政機関が報告だけで済むのは雇用の旗振り役として責任を果たしているとの前提があったからだろう。それだけに不正を放置した責任は重い。猛省すべきだ。

なぜ不正が行われたのか。厚労省のガイドラインでは、身体障害者手帳などを持つ人などが対象だが、多くがそれに従っていなかった。ガイドラインの理解不足などという理由は通用しない。そもそも障害者を働く仲間と見ていれば、ガイドラインを確認し適材適所の雇用を考えたのではないか。

不正が故意かどうか加藤勝信厚労相は「今、把握することは困難だ」と述べた。水増しの経緯や詳しい実態は依然、不明だ。政府には地方自治体も含め真相を究明する責任がある。

野党各党は国会の閉会中審査を求めている。行政機関全体の不正でしかも長年続けられてきたからには、政府任せにせず国会もチェック機能を果たしてほしい。

この問題を取り上げた本欄（八月十八日付）で大分県杵築（きつき）市の永松悟市長から聞いた話を紹介した。永松市長は精密機器メーカーの下請け企業で働く二人の知的障害者のことも紹介してくれた。

一二人は新入社員の教育係を務める。多くの失敗を経験しているからこそ、新人が失敗しても丁寧に繰り返し教えてくれるのだそうだ。現場の管理職も必要な人材だと断言しているという。

障害者だけでなく育児・介護中の人、高齢者など誰もが能力を生かしやりがいを感じられる職場にできるはずだ。政府は不正の再発防止は当然、その環境整備こそが重要課題だと肝に銘じるべきだ。

（社説）障害者雇用 許せぬ、でたらめ横行

朝日新聞 2018年8月29日

障害者雇用の旗振り役であるはずの、行政機関のあまりのたためぶりにあぜんとする。

障害者の雇用義務がある国の33行政機関のうち27機関で、国の指針に反して計3460人を障害者数に算入していたことが、厚生労働省の調査でわかった。国の行政機関で働く障害者は昨年6月1日時点で約6900人とされていた。実にその半数以上にあたる。

厚労省は、中央省庁などの障害者の雇用割合は2・49%で、当時の法定雇用率2・3%を達成しているとしていた。実際は大きく下回る1・19%だったことになる。

外務省では報告された障害者数の8割以上、国税庁では7割以上が不適切な算定とされた。

各省庁は、障害者手帳や医師の診断書による確認を怠っていた。国の指針に対する理解不足や解釈の誤りが原因で、雇用率を高く見せる意図はなかったと説明している。本当にそう言い切れるのか。

政府は今後、第三者委員会を設けて経緯や原因を調べ、10月中に再発防止策をまとめる。同様の問題が発覚している全国の地方自治体についても調べる。徹底的に解明すべきだ。

不適切とされた3460人分がすべて、全く障害者に該当しないわけではないと、厚労省は説明する。一方で、省庁によっては本人に無断で、障害者数に算入していた事例もあるようだ。実態はどうだったのか。詳しい内訳、全体像を早急に示す必要がある。

省庁側には、厚労省の通知や指針のわかりにくさを指摘する声もあるようだ。だが、民間は同じルールできちんとやっている。言い訳にならない。

民間企業は法定雇用率に達しないと、納付金を課せられる。正しく算定しているか検査も受ける。こうしたチェック体制が省庁や地方自治体にはないことも問題だ。実効性を担保する仕組みの整備を急ぐべきだ。

不適切な算定を続けていた省庁は、障害者雇用の意義を考えていたのだろうか。数字の上で法定雇用率さえ達成すればいい。そんなおざなりな意識が、問題の根っこにあったのではないか。

障害のある人も能力を発揮し、働きやすい職場作りを進める。その意識があったら今回のようなことは起きないだろう。

法定雇用率を遅くとも来年末までに達成するよう、各省庁は計画をつくるという。「量」だけでなく「質」の面からも、障害者雇用への向き合い方を見直さねばならない。

社説：省庁障害者雇用 民間に努力求めて水増しとは 読売新聞 2018年08月29日

障害があっても、能力を発揮して働ける場を広げる。率先して取り組むべき省庁で、障害者雇用数の水増しとも言える不適切な算入が横行していた。許されぬ行為だ。

中央省庁が障害者雇用数に対象外の職員を含めていた問題で、厚生労働省が調査結果を公表した。不適切な算入は、昨年6月時点で、国の33行政機関のうち27機関で行われ、計3460人に上った。

雇用しているはずの6900人の半数以上だ。施策を担当する厚労省にも該当ケースがあった。

33機関の障害者雇用率は2・49%とされていたが、実際は1・19%だった。障害者雇用促進法が義務付ける法定雇用率2・3%（昨年度）を大幅に下回る。26機関が実際には未達成と判明し、17機関では1%未満に落ち込んだ。

障害者手帳や医師の診断書で算入対象かどうかを確認する必要があるにもかかわらず、怠っていた結果だ。故意の水増しではなかったとしても、制度への理解不足で済む話ではない。障害者雇用への意識の低さにあきれる。

長年にわたって行われてきたのは間違いないだろう。経緯を徹底検証し、再発防止策を講じなければならない。政府は、法定雇用率の達成へ向けた計画を策定する方針だ。着実に実行すべきだ。

国や自治体の法定雇用率は、企業より高く設定されている。障害者の雇用拡大を積極的に進め、民間の取り組みを促すためだ。

企業の場合、法定雇用率を達成していないと、原則として不足人数に応じた納付金が課せられる。改善されなければ、企業名が公表されることもある。ごまかしのないかどうか、定期調査もある。

民間に厳しい姿勢を取りながら、省庁では厚労省に報告するだけで、ずさんな運用がまかり通っていた。採用されたはずの障害者の就労機会が奪われた。

働く意欲を持つ障害者や、雇用率の達成に努める企業を裏切る行為である。チェック体制のあり方を検討する必要がある。

法定雇用率は今年度から引き上げられ、精神障害者を新たに対象に加えた。就労拡大の流れに水を差すことがあってはならない。

自治体でも、同様の問題が相次いで発覚している。公的機関で広く行われていたとみられる。政府には、全国的な実態を早急に明らかにしてもらいたい。

多様な人材の活用は、政府の成長戦略の柱である。政府と自治体は、障害者が働きやすい環境の整備に努めねばならない。

社説 政府の障害者雇用率調査 義務果たす計画を早急に 毎日新聞 2018年8月29日

国の行政機関の8割が障害者手帳を持っていない人を障害者雇用率に算入し、その数は計3460人に上ることを政府が公表した。

昨年のもめでは、国の行政機関で雇用している障害者は約6900人とされている。その半数がうそだったことになる。制度の根幹を揺るがす深刻な事態だ。

厚生労働省のガイドラインでは、雇用率に算入できるのは障害者手帳を持っている人が指定医の診断書のある人だけだ。企業や省庁は障害者雇用数を厚労省に報告する際、手帳を確認することが定められている。

「ガイドラインの解釈の仕方が違っていった」「手帳を確認する必要性を認識していなかった」などと各省庁の大臣らはコメントするが、そうした言い訳は素直に受け取れない。

地方自治体でも障害者雇用の水増しがあることが報道で明らかになっている。その中には手帳を持っていないことを知りながら虚偽報告していた例もある。国の行政機関の8割が解釈や認識の違いだけで恒常的な水増しをしていたとするのは不自然だ。詳しく検証すべきである。

省庁の雇用率は、水増し分を差し引くと平均1・19%になり、法律で義務づけられた2・5%を大幅に下回る。1%未満の省庁は半数以上ある。国税庁に至っては1000人を超える水増しが行われてきた。

公的機関や企業で働くことを希望しながら、よい仕事に就けていない障害者は多い。中央省庁の水増しの分だけ、就労からはじき出された障害者がいるということだ。

政府は加藤勝信厚労相を議長に省庁の官房長らで構成する連絡会議を設けて対策を検討するという。だが、新たに3500人もの障害者を雇用するのは容易ではない。官邸主導で具体的な行程を定めた行動計画をすみやかに策定すべきだ。

障害者差別解消法では障害者が働きやすくなるための合理的配慮が公的機関に義務づけられている。民間企業は努力義務にとどまっているが、優れた合理的配慮をしている企業は多い。各省庁は民間を参考にして真剣に取り組むべきである。

もともと中央省庁は民間企業に範を垂れるべき存在として雇用率も高く設定されている。これ以上の背信や怠慢は許されない。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

